

地域型保育事業等における連携施設に関するガイドライン

平成 26 年 10 月 制定

令和 2 年 4 月 改正

令和 7 年 4 月 改正

札幌市子ども未来局

地域型保育事業者（居宅訪問型保育を行う者を除く。以下同じ。）及び小学校就学前までの児童の受け入れを行わない認可保育所の設置者（以下「地域型保育事業者等」という。）と連携施設の設置者が、連携内容について円滑に協議できるよう具体的な内容・水準及び条件等を示すため、本ガイドラインを策定する。

1 連携施設の設定

地域型保育事業者等は、認可要件として①保育内容の支援、②代替保育の提供及び③卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を確保しなければならない。ただし、定員 20 人以上の事業所内保育事業所及び小学校就学前までの児童の受け入れを行わない認可保育所においては、③の役割を担う連携施設の確保に限る。

連携施設は、認可等を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び認可保育所をいう。以下同じ。）に限るものとするが、必ずしも 1 か所に限定する必要はなく、複数の施設を連携施設とすることも、連携施設側が複数の地域型保育事業等の連携施設となることも可能とする。

また、一の連携施設が①～③の機能の一部しか協力できない場合にあっても、複数の連携施設と協定することにより、①～③の内容のすべてを担保できる場合に限り、当該一部しか協力できない施設も連携施設とすることができる取扱いとする。

連携施設の設定に当たっては、地域型保育事業者等と教育・保育施設の設置者との間で調整し、設定することが基本となる。しかしながら、その調整が難航した場合は、地域型保育事業者等からの求めに応じて、札幌市が近隣の教育・保育施設の紹介、助言等を行う。

2 連携の内容

地域型保育事業の特性を踏まえ、条例上、連携施設の役割は次の（1）～（3）の連携内容のすべてを担うことを定めているが、具体的な取組内容は、次の基準等に基づき、地域型保育事業者と連携施設との間で協定等により定める必要がある。

（1）保育内容への支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

<具体的な内容・水準>

この項目中「相談・助言」は必須とし、その他は地域型保育事業者の必要に応じて選択する項目とする。

項目	内容・水準
相談・助言【必須】	保護者等への支援について、連携施設への相談を行い、助言を受ける。
合同保育 (行事への参加)	連携施設との定期的(年6回程度を推奨)な合同保育の場(行事への参加)により、集団保育の機会を確保する。
園庭開放	地域型保育事業の屋外遊戯場に比べて広さのある連携施設の園庭等の定期的な利用(週1回～月数回)により、運動遊びを通じた児童の健康の増進を図る。
給食	<p>自園調理ではない場合、連携施設で調理した給食を搬入する。</p> <p>給食の搬入の支援を受ける連携施設においては、衛生管理面、適温給食等を考慮し、一定の要件(距離、配送所要時間等)を満たすことを原則とする。</p> <p>※調理・搬入方法、費用負担に係る取り決め又は契約が必要 (参考)給食運搬の距離等の目安</p> <p>距離：4キロメートル程度</p> <p>配送所要時間：15～20分以内</p> <p>※配送するには、専用ボックス等を使用するなど衛生的配慮が必要なため、事前に札幌市に相談すること。</p>
健康診断	<p>連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じ、連携施設と合同の健康診断を受ける。</p> <p>※健康診断は少なくとも年2回(条例第138条の36)</p>

(2) 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育(地域型保育事業所において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。以下同じ。)を提供すること。

なお、代替保育の提供にあたり、その方法(連携施設において保育を依頼するか、代替要員の派遣を受けるか)は、双方の協議により、いずれの場合でも可能とする。

<具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
代替保育が必要な場合	<p>代替保育は、例えば次の場合に必要となることが考えられるが、どのような場合に代替保育を実施するかについては、地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定において定めておくことが望ましい。</p> <p><代替保育が必要になる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育者のすべてが疾病 ○ 保育者のすべてが休暇 ○ 災害等による保育場所の滅失・き損
連携施設側が受け入れを拒むことができる場合	<p>上記にかかわらず、代替保育を受け入れることにより連携施設側で児童の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、連携施設において代替保育を受け入れないことができることとする。ただし、やむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的には地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定において定めておくことが望ましい。</p> <p><連携施設側が受け入れない場合の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設及び地域型保育事業の双方または一方の児童の伝染性の疾病(疑いも含む)により重篤な感染等の恐れがある場合 ○ 代替保育を受け入れることにより、連携施設側で保育士配置基準や面積児基準等を満たせなくなる場合 ○ 通常の保育を超える注意を要する特別な支援を必要とする児童がおり、当該児童のために必要な人員を配置できない場合 ○ 連携施設で代替保育することについて地域型保育事業側の児童の保護者の同意が得られない場合 ○ 地域型保育事業の児童の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合 ○ 連携施設としての機能提供に係る費用負担に滞納がある場合

<p>代替保育時の損害対応</p>	<p>代替保育中に発生した損害については、原則としてすべて地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険（損害の被害者・加害者のいずれも保障する内容）に加入することを義務とする。</p> <p>また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとし、連携施設側に仲介等の負担をかけないよう留意する。</p> <p>（損害の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域型保育事業者側の児童のケガ、病気罹患、誤飲等の事故 ○ 同児童による連携施設側児童、施設、設備等への加害による損害 ○ 移動中に発生した損害
<p>費用負担</p>	<p>費用負担の額については、後日トラブルにならないよう協定で明確に定めておくこと。また、費用の額は、一定期間の定額を定めることも、連携内容ごとに1回あたり・1児童あたりの額を定めるものでも構わない。</p>
<p>その他の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設は、代替保育を提供するにあたり、地域型保育事業者に対して、あらかじめ代替職員の配置を求めることができる。 ○ 代替保育を利用することが事前に判明している場合（例：休暇等による利用）は、協定で定めるところにより事前に連携施設側と相談すること。 ○ 代替保育に係る費用は、基本的に地域型保育事業者が負担すべきものであることに留意すること。

(3) 卒園後の受け皿

当該地域型保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、地域枠の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

<具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
<p>卒園後の受け皿</p>	<p>連携施設は、原則として、当該地域型保育事業者等が提供していた保育時間等と同等の内容を提供できること。</p> <p>また、連携施設において、連携する地域型保育事業等の卒園児が優先的に入所できる枠について、卒園児が年度ごとに変</p>

	<p>動することを考慮し、協定書等において最低何名と定めること（本ガイドラインが制定される前から現に存し、おおむね2歳未満までの乳幼児のみを受け入れる保育所については、この限りでない。）。</p> <p>なお、この運用に当たっては、</p> <p>①連携施設は入所可能人数を地域型保育事業者等に伝える</p> <p>②地域型保育事業者等は利用者の意向を確認したうえで、連携施設への入所を希望する人数を報告する</p> <p>など、卒園児が円滑に転園できるよう配慮すること。</p>
--	--

3 連携内容の確認（協定書の締結）

地域型保育事業者等と連携施設は、連携内容を記した協定書を必ず取り交わすこととする。新たに連携した際又は連携内容に変更があった際には、地域型保育事業者等から札幌市に連携内容について届出することとし、札幌市は締結された協定書の内容により、上記2「連携の内容」に定める（1）～（3）の連携内容のすべてが含まれているか確認する。ただし、地域型保育事業者等と同一の設置者が運営する施設と連携する場合には、協定書ではなく、連携内容について協議した議決機関の議事録の写し等より代えることでも可とする。

また、地域型保育事業者等・連携施設・札幌市において、連携施設を設定していることについて、利用者への情報提供を行う。

4 連携施設以外への入園

連携施設が確保されている場合であっても、利用者が連携施設以外の施設への入所を希望する場合、利用調整を行う札幌市において、調整に当たっての優先度（加点）を上げることとする。

<資料>

連携施設についてのFAQ

Q 連携内容の一部しか連携することができない場合でも、連携施設を確保したことになるのか。

条例上の連携内容をすべて満たさなければ、連携施設を確保したことにはなりません。なお、連携施設が確保できない場合は、公定価格上の減算対象となります。

Q 連携の具体的な内容や基準はあるのか。それとも事業者間で「こんな程度でいいよね」と決めればそれでいいのか。（例：代替保育はいつでも何日間でも受けなければならない、とか、合同保育は月●回以上やらなければならない等）

連携の具体的な内容・水準については、ガイドラインにお示ししている内容を踏まえ、地域型保育事業者等において必要と考える連携内容を連携施設と協議して定めてください。

なお、代替保育についての連携施設の確保は、認可の際の必須要件となります。

Q 連携施設に支払う金額は、市がガイドライン等で示してくれるのか。

金額については、事業者間で設定することが基本となりますが、公定価格に連携施設を設定しない場合の減額が示されています。その金額が一定の目安になると考えています。

Q 市が連携施設を紹介してくれないのか。

連携施設は各事業者で設定することが基本です。ただし、連携施設の設定のため、必要に応じて札幌市が紹介・助言を行う場合があります。

Q 連携先を「1か所とした場合」と「複数とした場合」の給付費に差はあるのか。

公定価格では連携施設を設置することによる加算はありません。そのため連携の設置個所数による差はありません。

Q 卒園後の進級先について、保護者が連携している以外の施設を希望した場合はどうなるのか。

連携施設以外への進級は、保護者の希望を確認し、札幌市において利用調整（加点）により対応いたします。

Q 新しく参入するのだが、公立保育園は連携施設になってくれるのか。

公立保育園においては、新たな連携先を加えることは考えていません。

Q 連携施設に距離制限はあるのか。

明確な距離制限はありませんが、まずはより実効的な連携が可能と考えられる、近隣の施設から交渉していただくことを前提としてください。また、他区等の距離の離れた施設を連携施設とした場合、引き続き近隣の連携施設確保に向けた交渉をお願いいたします。

Q 市外の保育所等と連携施設になることは問題ないか。

市外の保育所等と連携施設になる場合は施設との距離関係（現実的に連携が可能な距離であるかどうか）を基に判断し、適切な連携が可能であると札幌市が認める場合には連携施設として認められます。なお、卒園後の受け皿については市外の保育所（認

定こども園の保育部分を含む)との連携の場合、優先加点は適用となりませんので、注意が必要となります。

Q 協定している連携先施設(卒園後の受け皿)に今年度は受入れができないと言われたが。

連携先施設は協定書に基づく、連携枠数分の受け入れを行っていただく必要があります。ただし、協定書で定める毎年の入所希望者数を期限までに受入先に伝えなかった等協定書に反する事項があった場合は受入れを認めないこともあり得ますので、協定後も連携先とは密に連絡を取って円滑な連携に努めてください。

Q 企業主導型保育事業は連携先として認められるか。

企業主導型保育事業を法令上の(認可要件としての)連携先とすることは認めておりません。ただし、卒園後の多様な選択肢を確保する観点から、企業主導型保育事業所との間で優先的に入園できる旨の取り決めを行うこと自体は差し支えありません。

Q 認定こども園が連携施設(卒園後の受け皿)になる場合、2号認定こどもとして受入れを行わなければ連携施設としては認められないか。

連携施設(卒園後の受け皿)としての契約を行う場合、必ずしも2号認定こどもとして受け入れなければならないということはありません。ただし、保育を必要とする子どもが利用するということを踏まえ、卒園前と同様の保育内容が確保できる連携施設を設定するようお願いします。

連携に関する協定書（案）

※以下の内容は、連携する内容により加除修正する必要があります。

◎◎法人〇〇 〇〇園（以下「甲」という。）と●●●法人 小規模保育事業●●園（以下「乙」という。）は、連携施設の設定について、次のとおり協定書を締結するものとする。

（保育内容の支援）

第1条 甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。

2 甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。

3 甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

4 甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第2条 甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。

2 乙は、甲に対して、乙の施設へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき●●●●円（1日あたり）を支払うものとする。

3 乙は、甲に対して、乙の児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき●●●●円（1日あたり）を支払うものとする。

（卒園後の受け入れ）

第3条 甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる枠を最低●名確保する。

2 甲は、毎年8月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙へ報告する。

3 乙は、毎年9月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し、報告する。

4 甲は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。

（食事の提供）

第4条 甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。

（1）児童の年齢、発達段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する。

（2）アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。

2 乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で児童に食事を提供する。

3 乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。

(1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。

4 乙が甲に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。

(事故への対応)

第5条 交流事業における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

(連携に係る経費の負担)

第6条 乙は甲に対して、連携施設経費として月額●●●●●円を負担する。

2 甲は乙に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。

3 乙は甲からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。

(効力の期間)

第7条 この協定書の効力は、乙が認可事業を開始した日より1年間とし、甲及び乙から特段の申し出が無い場合は、自動的に更新されることとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲と乙は、この協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この協定書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第9条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 札幌市△△区△△■番■号

◎◎法人○○

理事長 ○○ ○○ 印

乙 札幌市△△区△△■番■号

●●●●法人

代表取締役 ●● ●● 印